

高齢者在宅福祉生活支援サービスのご案内

「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して

市では、在宅福祉の充実を図り、高齢者が地域で安心して生活できるように、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

問 長寿介護課 ☎447

対	対	象
内	内	容
費	費	用

老人福祉センターをご利用ください！

寿楽荘(木曽根322)
☎995・2847
すえひろ荘(八條665)
☎936・9181

緊急時通報システムサービス

- 対 市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当している方
 - ①一人暮らしで比較的虚弱な方
 - ②高齢者のみの世帯の方で、世帯員が虚弱である方
 - ③家族のいる方で、長時間(おおむね8時間以上)日中一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
- 内 緊急通報端末機器(緊急通報電話機とペンダント型無線発信機)を貸与し、緊急時迅速な救助活動を行う。
- 費 端末機器は無料で貸与、回線使用料、屋内配線使用料および通話料は自己負担。

紙おむつの給付サービス

- 対 市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当している方
 - ①要介護4・5と認定された方
 - ②①以外で引き続き6か月以上次の状態が続き、常時おむつを必要としている方
 - ・要介護認定を受けていない方で、臥床(ねたき)状態の方
 - ・重度の認知症状態の方
 - ・疾病等で常時失禁状態にあり、要介護3と認定された方
- 内 ①テープ止めパンツ+尿取りパッド、②はくパンツ(リハビリパンツ)、③フラットタイプ、④尿取りパッドの中から1種類を毎月指定薬局店からご自宅へ届ける。
- 費 無料

生きがい活動通所支援サービス

- 対 市内に住所を有する60歳以上の一人暮らし等で、家に閉じこもりがちな方
- 内 老人福祉センターすえひろ荘への通所によって、その希望および身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などのきめ細やかなサービスを行う(送迎有り)。
- 費 無料(昼食代は自己負担)

高齢者居室等整備資金融資制度

- 対 市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳上の親族と同居している方、または同居しようとする方
- 内 高齢者の居室、浴室、便所等の増築または改築工事に必要な資金を無利子で融資。
融資限度額：最高200万円、償還方法：元金均等月賦償還(償還期限：10年以内)
※要件を満たした2人以上の保証人が必要、また、高齢者居室等整備計画書、工事見積書などが必要



※これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所された場合やサービスの変更を希望される場合は、必ず長寿介護課へご連絡ください。

徘徊高齢者家族支援サービス

- 対 徘徊の見られる認知症高齢者を介護する同居家族
- 内 発信装置による位置探知システム(PHS)等を活用して、徘徊高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図る。システム利用の一人当たりの補助額は、予算の範囲内(機器使用料は利用者負担)。

寝具クリーニングサービス

- 対 市内に住所を有する65歳以上のねたき状態の単身高齢者または高齢者の世帯の方
- 内 丸洗い殺菌(7月・1月実施)、乾燥殺菌(4月・10月実施)を行う。
- 費 無料

配食サービス

- 対 市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ心身機能の低下により日常的に食事の用意が困難な方
 - ①一人暮らし
 - ②高齢者のみ世帯
 - ③家族のいる方で、長時間(おおむね8時間以上)日中一人暮らしと同様の状態となる方
- 内 栄養バランスのとれた食事を1日1回(昼食か夕食のいずれか)自宅へ配食し、利用者の安否を確認する。
利用回数：1週間に最大5回まで(利用者の状況等により回数を決定)
- 費 1食350円

訪問理美容サービス

- 対 市内に住所を有する65歳以上で、要介護4・5と認定されている方または要介護認定を受けていない方で要介護4・5に相当すると認められる状態にある方
- 内 利用される方の居宅近くの契約理容店・美容店から理容師または美容師が訪問し、理美容サービス(理容…調髪+顔剃り、美容…カット+化粧など)を行う。
利用回数：年4回(申請月によって回数が異なる)
※理容は原則として月曜日、美容は火曜日および第3水曜日に利用(事前に各理容・美容店に要確認)
- 費 無料

日常生活用具給付等サービス

- 対 市内に住所を有するおおむね65歳以上の単身高齢者等
- 内 火災警報機、電磁調理器等の給付、老人電話の貸与を行う。
- 費 所得税課税状況により無料～全額負担の7階層。

高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

- 対 市内に2年以上住所を有する65歳以上の高齢世帯で、住宅の取り壊し等により民間住宅へ転居する生計中心者が非課税世帯
- 内 転居前後の家賃の差額で3万円を限度として助成(転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外)。

地域包括支援センター一覧

名称	住所	電話番号
やしお苑	南川崎210-1	998-8895
埼玉回生病院	大原455	999-7717
やしお寿苑	八條294-4	930-5123
ケアセンター八潮	緑町1-23-8	994-5562

※高齢者在宅福祉生活支援サービスは、地域包括支援センターでも申し込みができます。

60歳以上の方
健康増進・教養向上・話し合いや仲間づくり
日 月から土曜日(日・祝日・年末年始は休館)
午前10時から午後4時まで
※利用したい日の10日前までに各センターへ申し込みが必要です。